

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ活育休制度（出生時育児休業制度、P2参照）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などでの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ活育休（P2参照）の申し出が円滑に行われるようになります。事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ活育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ活育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ活育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ活育休制度と育児休業取扱いの収集・提供

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①育児休業・産後パパ活育休に関する制度
	②育児休業・産後パパ活育休の申し出先
	③育児休業給付に関すること
	④労働者が育児休業・産後パパ活育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

令和4年4月1日～

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに

※無期雇用労働者と同様の取り扱い
(引き続き雇用された期間が、年末までの労働者は労使協定の締結により除外)
※育児休業給付についても同様に緩和

3 産後パパ活育休（出生時育児休業）の創設 4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

産後パパ活育休(R4.10.1～)	育児休業制度(R4.10.1～)	育児休業制度（現行）
育休とは別に取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで	原則子が1歳（最長2歳）まで
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで*1	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めてまとめて申しだすことが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲*2で休業中に就業 することができる	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能*3

*1 置きなればなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。
*2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出る
- ②事業主は、労働者が申し出した条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間未満
- 例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
→就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	休業終了日
4時間 休	休	休	8時間 休	6時間 休	4時間 休	休	休	休	休	6時間 休

就業規則等を見直しましょう

令和4年4月1日～

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに

※無期雇用労働者と同様の取り扱い
(引き続き雇用された期間が、年末までの労働者は労使協定の締結により除外)
※育児休業給付についても同様に緩和

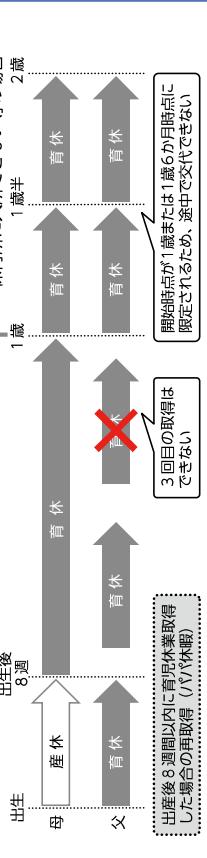
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf>



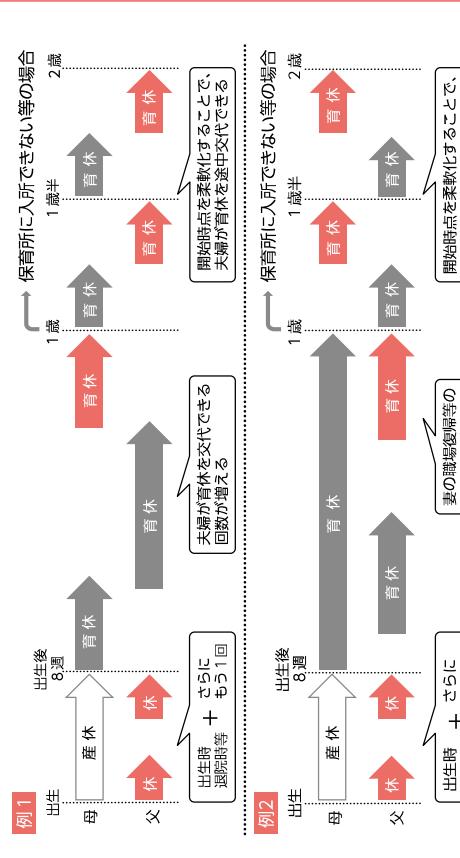
改正後の働き方・休み方のイメージ(例)

5 章 個体業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。



会社1年10月1日～
パンク色の生印が
今回の改正で新たにでき
ます。



夫婦が育休を途中交代できる
タイミング

育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

「生女」いきなり出でと向西に公へに、向原ノヲ「處ぶに。日乃がづめすひ。お。」
言われ苦痛に感じた。

2

リサイクル適性①
ごみ箱の回収物は、日々廃品が運べ

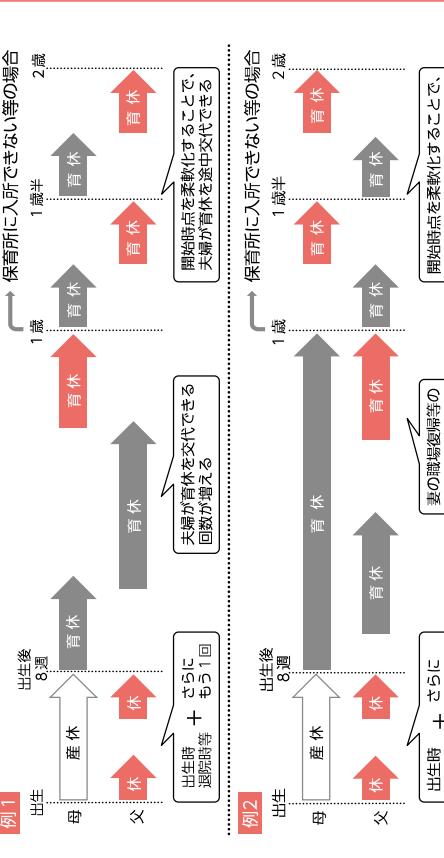
令和5年4月1日施行

新規商品の開発と販売の実績

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するエブサイト「公立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

さらに詳しく知るために情報・イベントなど

⇒ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできることになります。



※ 3	<p>1歳以上育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象が子等が死亡したときは、再度育児休業を取得できます。</p>
退院時等　もう1回	<p>産後パパ育休 →新設 分割して2回取得可能</p>
タイミング	<p>育児休業 →夫婦ともに分割して2回取得可能</p>
夫婦が育休を途中交代できる	<p>1歳以上の育児休業 →途中交代可能</p>